

津市監査委員告示第8号

平成22年10月12日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年12月1日に下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成22年12月6日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年10月12日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、請求人の陳述等の内容から、監査請求（以下「本件監査請求」という。）の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成22年10月15日に聴取した。

（1）主張の要旨

市は、一身田地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に平成21年度津市敬老事業補助金（以下「本件補助金」という。）17万8,000円（住民基本台帳等に登録された一身田地区内に住所のある70歳以上の者（以下「補助対象者」という。）の総数2,160人に、1人当たりの補助金額800円を乗じて得た額）を支出したが、本

件補助金には、次のとおり問題があるにもかかわらず、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「補助金交付規則」という。）第13条に定める調査等を行うことなく、本件補助金の額を確定したことは、職員の職務怠慢であり、補助金交付規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

ア 参加者負担金の徴収について

一身田地区社協は、本件補助金の対象である敬老事業（以下「敬老事業」という。）を実施するに当たって、参加者負担金を徴収しているが、当該負担金の徴収対象者が、補助対象者以外の者であったとすれば、これらの者が敬老事業に参加することで要した経費相当額は、補助対象経費から除かなければならない。

イ 「敬老のつどい」の参加者について

本件補助金に係る平成21年度津市敬老事業実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）によれば、一身田地区社協が「敬老のつどい」行事として開催した敬老芸能大会の参加者は250人で、欠席者（1,910人）には、菓子など何も配られておらず、単なる趣味の同好会である可能性があり、「敬老のつどい」は、津市社会福祉関係団体活動補助金交付要綱（平成18年津市訓第136号）第2条（別表中「高齢福祉」の部の5項。以下「本件補助金交付要綱」という。）に定める交付目的の「地域単位にて長寿をお祝いする行事等」に該当するのか疑問である。

仮に250人の全員が補助対象者であるとしても、その経費は72万5,674円であることから、本件補助金は欠席者分を含めても1人当たり336円しか使われていないことになる。

ウ 冊子の購入について

本件実績報告書の事業成果によれば、本件補助金を充当した「健康長寿食の作り方ブック」（実際の名称は「自分で作る健康長寿食ブック」（以下「長寿食ブック」という。))を2,200冊配布し、その購入費は30万8,700円で、「健康長寿の秘訣」（実際の名称は「ますます元気！健康長寿の秘訣100」（以下「長寿の秘訣」という。))を1,500冊配布し、その購入費は35万2,800円であったと記載されている。

ところが、これらの冊子の出版元に1冊当たりの価格を照会したと

ころ、長寿食ブックは300円、長寿の秘訣は230円で、長寿食ブックにあつては、1,000冊程度しか購入できないはずであり、長寿の秘訣にあつては、補助対象者全員に配布できる購入数量ではないことから、これらの冊子がどのように処理されたのか、明らかにすべきであるが、冊子を配布することの周知をしておらず、「敬老のつどい」行事に参加できなかった補助対象者にとっては、公平に公金による恩恵を受けていない。

以上のことから、これらの冊子の購入は、本件補助金の交付目的に合致せず、当該購入費に係る市費充当額66万1,500円の全額が補助対象経費に当たらないのが補助金の原則であり、平成22年3月31日を過ぎてから配布していたとしても、補助対象経費に当たらないのが公会計の常識である。

そして、本件実績報告書の内容が事実と異なる場合は、本件実績報告書が偽造されていないか、厳密に調査し、仮に偽造されているとすれば、刑法（明治40年法律第45号）第161条第1項の偽造私文書行使罪に当たる。

エ 健康料理教室の経費について

本件実績報告書によれば、健康料理教室（4回分）の経費に本件補助金を充当しているが、参加者は延べ120人で、補助対象者2,160人を対象とした敬老事業であるのか、といった疑問があり、その経費が補助対象経費に当たるとは考えられない。

オ グラウンド・ゴルフセットの購入費について

本件実績報告書によれば、グラウンド・ゴルフセットの購入費の一部に本件補助金を充当しているが、このことは、本件補助金の交付目的を逸脱しており、「敬老のつどい」行事に参加できない補助対象者を無視している。

また、一身田地区社協は、年49回のグラウンド・ゴルフを開催し、1,000人が参加しているが、その経費は、共同募金配分金、地区社協運営助成事業及び地域福祉資金に係る事業の中でも支出しているため、グラウンド・ゴルフセット購入費に本件補助金を充当することは不可解であつて、本件補助金交付要綱に定める交付対象経費の事業運営費には当たらない。

(2) 求める措置の内容

監査委員は、本件補助金を交付した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害の相当額172万8,000円について、当該責任職員及び市長である者に、連帯してこれを補填させるよう、市長に対し、所要の措置を講じることを勧告せよ。

さらに、一身田地区社協が本件実績報告書を偽造して提出していた場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づき、公務員として告発せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件補助金の額を確定した行為に、違法な事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、健康福祉部高齢福祉課の関係職員の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

また、本件監査請求の関係人として、一身田地区社協の関係者に事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件補助金の交付に係る事実の概要

健康福祉部の部次長（以下「部次長」という。）は、平成21年7月29日付けで、本件補助金に係る平成21年度津市敬老事業補助金交付申請書（以下「本件交付申請書」という。内容について表1参照）について、交付決定（以下「本件交付決定」という。）することを決裁し、高齢福祉課の課長は、同年8月4日付けで、本件補助金172万8,000円の支出命令書（概算払）を決裁し、本件補助金は、同月13日に支出された。

【表 1】本件交付申請書の内容（要旨）

（単位：円）

事業計画概要及び収支予算書					
事業計画概要	1 敬老のつどい 平成 21 年 9 月 20 日開催				
	2 敬老事業 地域高齢者の親睦と憩いの場の提供				
	3 敬老長寿・健康事業				
	(1) 長寿食ブックの配布 (2) 健康増進料理教室の開催				
収入の部			支出の部		
項目	金額	項目	金額	市費充当額	
市補助金	1,728,000	記念品代	590,000	590,000	
参加者負担金	75,000	会場費	80,000	80,000	
		会場設営費	100,000	100,000	
		事務費	98,000	98,000	
		雑費	45,000	45,000	
		長寿食ブック	660,000	660,000	
		健康料理教室	230,000	155,000	
合計	1,803,000	合計	1,803,000	1,728,000	

高齢福祉課の担当職員は、平成 22 年 1 月 12 日付けで本件実績報告書（内容について表 2 参照）の提出を受け、同月 13 日付けで本件補助金の額を 172 万 8,000 円に確定（以下「本件交付確定」という。）することを起案。部次長は、同月 21 日付けでこれを決裁し、同日付けで、補助金等交付確定通知書が一身田地区社協に通知された。

【表 2】 本件実績報告書の内容（要旨）

（単位：円）

事業成果及び収支決算書				
事業 成 果	1 敬老のつどい 平成 21 年 9 月 20 日開催 参加者：250 名			
	2 敬老長寿・健康事業 (1)長寿食ブック 2,200 冊・長寿の秘訣 1,500 冊の配布 (2)グラウンド・ゴルフの開催			
	3 健康料理講習会の開催（4 回で参加者延べ 120 名）			
収入の部		支出の部		
項目	金額	項目	金額	市費充当額
市補助金	1,728,000	敬老のつどい	725,674	725,674
参加者負担金	57,000	長寿食ブック	308,700	308,700
地区社協支出金	16,815	長寿の秘訣	352,800	352,800
		健康料理教室	177,241	177,241
		グラウンドゴルフセット	237,400	163,585
合計	1,801,815	合計	1,801,815	1,728,000

（2） 本件補助金の充当に係る事実の概要

本件補助金の充当に係る事実関係を把握するため、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、一身田地区社協の関係者に説明を求めるとともに、その保有する本件補助金に係る会計諸帳簿、証書類等の提出を求め、本件実績報告書の内容と照合したところ、次のとおりであった。

ア 「敬老のつどい」の経費の金額及び市費充当額について

本件実績報告書に「敬老のつどい」の経費の総額として記載された金額は 72 万 5,674 円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、当該金額は、一身田地区社協の「平成 21 年度敬老のつどい収支決算書」に記載された支出額の総額 54 万 3,706 円より約 18 万円多かったことから、一身田地区社協の関係者にその説明を求めた。

同関係者の説明によると、「敬老のつどい」の経費に係る当初の予算で芸能大会参加者への報酬 18 万円の支払いを見込んだものの、支払う必要がなくなり、このことで本件補助金が減額されると敬老事業の財源が不足することを懸念した一身田地区社協の会長（当時。以下「前会長」という。）が、本件実績報告書の当該金額には、当初の予

算どおり当該報酬額を含め、72万5,674円と記載するよう経理担当者に指示し、経理担当者はその指示に従った、ということであった。

イ 冊子の購入数量について

本件実績報告書の事業成果には、長寿食ブックを2,200冊、長寿の秘訣を1,500冊、それぞれ配布したことが記載されているが、これらの冊子の購入数量、購入費を伝票、証書類で確認したところ、長寿食ブックの購入数量は1,000冊で、事業成果に記載された配布数量より1,200冊少なく、長寿の秘訣の購入数量は1,500冊で、事業成果に記載された配布数量と一致した。

そこで、長寿食ブックの購入数量が本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量の半分以下であったことについて、一身田地区社協の関係者に説明を求めたところ、事業成果に記載した「2,200冊」は誤って記載したもので、なぜそのように記載したのかは記憶にない、との説明があった。これらの冊子の配布実績について、記録した資料はなく、同関係者の記憶によると、次のとおりであった。

まず、長寿食ブックについては、一身田地区内の老人クラブに700冊、婦人会に200冊を配布し、残余した100冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布した、との説明があった。

次に、長寿の秘訣については、老人クラブ及び婦人会に合計で900冊を配布したほか、民生委員、児童委員に合計で25冊、一身田地区自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）に30冊を配布し、残余した545冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布した結果、150冊が残余した、との説明があった。

なお、長寿食ブックの購入費について、支払った金額は30万8,700円で、本件実績報告書に購入費として記載された金額と同額であった。

ウ 健康料理教室の経費の金額及び市費充当額について

本件実績報告書に健康料理教室（実際の名称は「健康増進料理講習会」といい、便宜上これを「健康料理教室」という。）4回分の経費の総額として記載された金額は17万7,241円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、健康料理教室の経費に係る伝票、証書類を確認したところ、その経費の総額は15万9,486円（一

身田地区社協が本件交付申請書に係る経費に含めなかった5回目分の経費を除く。)であり、本件実績報告書の当該金額は、これより1万7,755円多い金額が記載されていたことになる。

また、市費充当額については、一身田地区社協は、健康料理教室の材料費の実費弁償相当額として1人当たり500円の負担金(4回分の総額5万7,000円)を参加者から徴収しており、当該負担金収入は、本件実績報告書に記載されていたものの、健康料理教室の経費に充当していなかった。事実上の経費の総額15万9,486円に当該負担金収入5万7,000円を充ててなお不足する額は10万2,486円となり、本件実績報告書に記載された市費充当額17万7,241円は、これより7万4,755円多い金額が記載されていたことになる。

エ グラウンド・ゴルフに係る充当経費について

本件実績報告書の事業成果には、「町民グランドゴルフを盛大に実施」と記載され、収支決算書には、グラウンド・ゴルフセットの購入費(23万7,400円)に本件補助金のうち16万3,585円を充当したと記載されていたが、本件交付申請書には、グラウンド・ゴルフ大会を敬老事業として実施することの記載はなく、補助金交付規則第5条第2項に定める補助事業の内容変更の承認を受けた事実もなかった。

2 結論

監査の結果、本件補助金(172万8,000円)のうち、57万9,362円に相当する額(充当経費ごとの金額は次の各号に記載したとおりである。)に係る本件交付確定については、正当と認めることはできず、よって、市長が当該相当額の返還を求めるための措置を講じていないことは、違法に公金の徴収を怠る事実にあたるのであって、その限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めた。

なお、請求人は、一身田地区社協の関係者が本件実績報告書を偽造して提出していた場合は、刑事訴訟法第239条第2項に基づき、公務員として告発することを監査委員に求めているが、監査請求で求め得る措置に該当しないものと判断したことを申し添える。

(1)「敬老のつどい」に係る充当経費について

- 72万5,674円のうち、18万1,968円に相当する額
- (2) 冊子の配布に係る充当経費について
66万1,500円のうち、15万9,054円に相当する額
- (3) 健康料理教室に係る充当経費について
17万7,241円のうち、7万4,755円に相当する額
- (4) グラウンド・ゴルフに係る充当経費について
16万3,585円の全額に相当する額

3 結論に至った理由

上記の結論（本文の部分に限る。）に至った理由は、次のとおりである。

(1) 津市敬老事業補助金の目的、趣旨等について

請求人の主張に理由があるか否かの判断に当たり、まず、津市敬老事業補助金の目的、趣旨及び敬老事業の内容について見ることにする。

津市第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画（計画期間：平成21年度～平成23年度）において、高齢者の多様な生きがい活動への支援施策として、高齢者の健康づくりや生きがいの創出、地域社会との交流を深めるための老人クラブに対する助成事業のほか、敬老の日を中心に高齢者を招待して行う芸能大会やスポーツ大会等といった敬老事業の支援を行っていくことなどが示されている。

そして、本件補助金交付要綱において、津市敬老事業補助金の交付目的を「地域単位にて長寿をお祝いする行事等に対し、支援することにより地域福祉の向上を図る」と定めており、その趣旨は、交付対象者である地区社会福祉協議会が、当該地区に住む70歳以上の高齢者を対象に実施する敬老事業を財政的に支援するものであると解される。

敬老事業の具体的な内容については、高齢福祉課の課長は「いわゆる敬老会にこだわらず、介護予防のための社会参加や、生きがい、健康づくりに寄与する様々な催し物」が該当すると説明しているが、平成21年6月15日付けで部次長が決裁した平成21年度津市敬老事業補助金に係る「各地区社会福祉協議会の敬老事業への補助について」と題する説明資料（以下「本件補助金説明資料」という。）によると、行事を行う場合は「ホールや広場等に、集合して行うもの」とし、その実施時期は「敬老の日を中心とした9月の実施を原則」とすることなどを説明している。

本件補助金交付要綱、本件補助金説明資料の内容をはじめ、高齢者の健康づくり、生きがいの創出等の支援事業として、別に老人クラブへの助成制度を設けていることを考慮すると、敬老事業としては様々な内容が想定されるものの、その趣旨において、70歳以上の高齢者の長寿を敬い、お祝いする事業でなければならないと解するのが相当である。

(2) 本件補助金について

津市敬老事業補助金の目的、趣旨及び敬老事業の内容を踏まえ、本件補助金について判断すると、次のとおりである。

ア 「敬老のつどい」に係る充当経費について

(ア) 不正手段による本件補助金の受領について

確認した事実の概要で示したように、一身田地区社協の関係者の説明によれば、本件実績報告書に記載した「敬老のつどい」の経費の金額及び市費充当額「725,674」円は、敬老事業の経費として支払っていない約18万円を含め、不正に記載したものであり、その結果、一身田地区社協は、本件補助金172万8,000円を受領した、という事実がこの監査で明らかになった。

このことは、請求人の主張事実にはないが、監査の結果に影響を及ぼす事実であるため、次のとおり判断する。

上記の事実関係に基づき、当該不正事実と因果関係のある本件補助金の受領額を検討すると、「平成21年度敬老のつどい収支決算書」に記載された支出額の総額は54万3,706円で、伝票、証書類で確認した支出額の総額(54万8,756円)と若干相違するものの、当該記載金額は「平成22年度一身田地区社会福祉協議会総会資料」につづられた「参考資料 議案第2号 平成21年度収支決算書」の内訳に記載された「敬老のつどい」の事業費と同額であることから、当該記載金額が本件補助金の市費充当額として正当に交付を受け得る金額であったと解され、不正に記載した市費充当額により受領した本件補助金72万5,674円は、当該記載金額54万3,706円を18万1,968円相当超過していることから、その超過額が、当該不正事実と因果関係のある本件補助金の受領額に当たると解するのが相当である。

したがって、当該不正事実を前提とした本件交付確定は、当該不正受領額(18万1,968円)について、その成立に瑕疵があり、

正当であるとは認められず、補助金交付規則第15条第1項第1号に定める取消事由に相当すると解されるのであって、また、当該不正事実は、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであり、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第13条の定めるところにより、適正に調査したものとは認められない。

(イ) 請求人の主張事実について

次に、請求人の主張事実について、次のとおり判断する。

請求人は、「敬老のつどい」が「趣味の同好会」である疑いがあることや、その参加者数が250人であり、補助対象者数に比べ著しく少ないことを理由に、「敬老のつどい」の経費に本件補助金を充当したことは、違法な公金の支出に当たると主張する。

そこで、まず、「敬老のつどい」が「趣味の同好会」であったのか否かについて見ると、一身田地区社協が作成した「敬老のつどい」の開催を案内する印刷物には、補助対象者にその参加を呼び掛ける内容であったことが認められ、また、その配布について、一身田地区社協の関係者の説明によれば、特定の者を対象に配布したのではなく、同地区内の全戸を対象に配布しており、その印刷部数（5,400部）を見ても説明に不合理な点はないのであって、「敬老のつどい」の趣旨が、「趣味の同好会」であったと認めるに足る事実は見当たらない。

次に、「敬老のつどい」の参加者数が補助対象者数に比べ著しく少なかったことに関する請求人の主張について、本件補助金説明資料によると、敬老事業の行事を行う場合の補助金額は、補助対象者数に800円を乗じて得た額が上限額となること、敬老事業の内容としては様々な行事を想定しているのであって、補助対象者における本件補助金の利益の享受は、「敬老のつどい」以外の行事に参加することなどによっても可能であり、「敬老のつどい」の参加者数のみをもって、本件補助金を評価することは適当ではない。

確かに、2,160人もの補助対象者を抱える中で、敬老事業の主要行事である「敬老のつどい」を1つの会場で開催することは、無理があるのであって、補助対象者の長寿を祝う敬老事業の趣旨をかんがみると、その実施方法を見直すことが望ましいのではないかと、

といった疑問はある。

さらに、市の補助の在り方について、補助対象者数に800円（記念品のみを配布する場合には、300円）を乗じて得た額を上限額として補助金を交付することが、敬老事業の実態を踏まえた合理的な交付方法といえるのか、といった疑問もある。

しかしながら、これらの疑問があるとしても、先に述べたように、「敬老のつどい」の参加者数のみをもって、本件補助金を評価することは適当ではないのであって、その参加者数が250人であったことを理由に本件補助金の全額が違法な公金の支出に当たる、という請求人の主張は、法律上の論拠を欠くものとして、これを認めることはできない。

イ 冊子の配布に係る充当経費について

請求人は、長寿食ブックは1,000冊程度しか購入できないはずであり、長寿の秘訣にあつては、補助対象者全員に配布できる購入数量ではないため、これらの冊子がどのように処理されたのか明らかにすべきであると主張するとともに、それらの購入費に充てた本件補助金は、その交付目的に合致しないことなどを主張している。

そこで、まず、これらの冊子の配布実績について見ると、確認した事実の概要で示したとおり、長寿食ブックの購入数量は1,000冊で、本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量より1,200冊少なく、長寿の秘訣の購入数量は1,500冊で、事業成果に記載された配布数量と一致したものの、一身田地区社協の関係者の説明によれば、長寿食ブックについては、老人クラブ等関係団体に900冊を配布し、残余した100冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布する一方、長寿の秘訣については、関係団体に955冊を配布し、残余した545冊は、平成22年度の「敬老のつどい」の参加者に配布しており、その結果150冊が残余した、ということである。

以上の事実関係から判断すると、関係団体への冊子の配布が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いするために配布されたものとは認め難く、本件補助金説明資料に例示される「記念品配布」などの敬老事業に該当するかについては、疑問を持たざるを得ないものであるが、一身田地区社協の関係者の説明など総合的に考慮すると、これらの冊子の配

布事業の趣旨は、同地区内の高齢者が健康に長寿生活を送れるための情報を提供しようとするものであると解され、その配布の対象とした関係団体の会員の多くは補助対象者であることが推認できるのであって、敬老事業の趣旨に照らし、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえず、また、無益な補助であったと断定することもできない。ただし、本件実績報告書の事業成果に記載された配布数量が、実際の配布数量と大きく異なる点については、看過できない事情であることから、次にこの点について判断する。

本件交付申請書の事業計画概要には、「地域高齢者の方々に『健康長寿食の作り方ブック』を配布する」と記載されており、収支予算書には、2,200冊の購入費相当額66万円を計上していたことから、これらの冊子の配布事業は、2,160人の補助対象者を中心に長寿食ブックを配布する趣旨であったと理解できるのであって、本件交付決定の内容は、その趣旨を踏まえたものであると解するのが相当である。

そして、本件実績報告書の事業成果には、「『健康長寿食の作り方ブック』2,200冊・『健康長寿の秘訣』1,500冊を配布したところ、健康作りに多いに役立と喜んでいただいた」（原文のまま）と記載されており、部次長は、この記載内容によって、本件交付決定の内容に適合しているものと認め、本件交付確定を決裁したものと考えられる。

ところが、これらの冊子の配布実績は、上記に示したとおり、一身田地区社協の関係者の説明によれば、平成21年度の敬老事業における冊子の配布対象者の実人数は、補助対象者数の半数にも及ばず、配布数量にあっては、事業成果に記載された配布数量の半分程度であったということのほか、購入した冊子の26パーセント相当に当たる約650冊が配布されないまま、平成22年度の敬老事業で使用されたということである。

これらの事実関係について、本件補助金が補助対象者数に一定額を乗じて算定されていることをかんがみると、本件交付決定の内容に係る変更承認が必要でない程度に軽微な変更事由であったとはいえず、本件交付確定に影響を及ぼしたと解するのが相当である。

そして、補助事業における事業実績報告書の事業成果は、補助事業

の遂行により達成された結果を記載するものであって、その内容によって市の履行すべき補助金交付債務が最終的に確定される、といった重要な意義を有するものであるが、関係団体への冊子の配布については、先に判断したとおり、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえないものの、平成21年度の敬老事業において使用されなかった冊子については、不実の記載であり、これを看過することはできないのである。

したがって、当該市費充当額に係る本件交付確定は、平成21年度の敬老事業で使用されなかった冊子の購入費相当額15万9,054円（長寿食ブック100冊分の購入費相当額3万870円及び長寿の秘訣545冊分の購入費相当額12万8,184円の合計額）について、本件交付決定の内容に適合しない瑕疵があり、正当であるとは認められず、補助金交付規則第15条第1項第4号に定める取消事由に相当すると解されるとともに、長寿食ブックの配布数量の矛盾は、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであって、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第13条の定めるところにより、適正に調査したものと認められない。

以上判断した限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めることができる。

ウ 健康料理教室に係る充当経費について

請求人は、健康料理教室の経費に本件補助金を充当したことについて、参加者は延べ120人であり、補助対象者2,160人を対象とした敬老事業であるのか、といった疑問を呈し、その経費が補助対象経費に当たるとは考えられない、と主張している。

そこで、まず、この点について判断する。

本件実績報告書の事業成果によれば、健康料理教室は、毎回30人、4回で延べ120人が参加し、高齢者のための健康食を作ったことが記載されているが、その実施時期は、第1回目が平成21年6月、第2回目が同年7月、第3回目が同年10月、第4回目が同年11月に実施しており、本件補助金説明資料で示された「敬老の日を中心とした9月の実施を原則」とする事業実施時期の趣旨に適っていない。

また、本件実績報告書に添付された「第1回健康増進料理講習会」

と題する資料の内容、自治会連合会が平成21年6月25日付けで発行した「自治会だより」（第4号）における「食生活の改善で健康増進」と題された記事の内容を見ると、健康料理教室が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いする趣旨で実施したものであると認めるに足る内容は見当たらない。

さらに、一身田地区社協の関係者の説明によると、健康料理教室の参加者の募集方法は、同地区内の関係団体に参加人数を割り当てる方法であって、特に「敬老」に配慮したという事実は見当たらないため、敬老事業に該当するかについては、疑問を持たざるを得ない。

しかしながら、一身田地区社協の関係者の説明など総合的に考慮すると、健康料理教室の趣旨は、同地区内の高齢者が健康に長寿生活を送れるよう支援するものであると解され、補助対象者の参加率は約86パーセント（参加者名簿から算出）で、参加者の多くが補助対象者であり、敬老事業の趣旨に照らし、看過できない著しい不合理が存在するとまではいえず、また、無益な補助であったと断定することもできない。請求人は、補助対象者数に比べ参加人数が少ないことを違法理由として主張するが、敬老事業としての事業実施時期に疑問はあるものの、健康料理教室を円滑に実施する上で、一定の開催数と定員を設けることは、合理性を欠くものとはいえないものである。

以上のことから、健康料理教室の経費に充当した本件補助金について、他に考慮すべき特段の事情に係るものを除き、違法と断じる程度にその公益上の必要性を否定しなければならない事実はないと解するのが相当である。

次に、考慮すべき特段の事情について見ると、本件実績報告書に記載された健康料理教室の経費の総額は17万7,241円で、その全額に市費を充当したと記載されていたが、確認した事実の概要で示したとおり、その経費の総額は15万9,486円であり、当該市費充当額は、これより1万7,755円多い金額を記載していたことになる。

さらに、一身田地区社協は、健康料理教室の参加者1人につき500円を徴収しており、本件交付申請書の収支予算書によれば、当該負担金収入は、健康料理教室の経費に充てるものとして、本件交付決定を受けたものと解されるが、本件実績報告書の収支決算書では、これ

を充てることなく当該経費の全額に本件補助金を充当していた。

以上の事実関係からすれば、健康料理教室（４回分）の経費の総額 15万9,486円に参加者負担金収入5万7,000円を充ててなお不足する額10万2,486円が正当に交付を受け得る市費充当額であって、これを7万4,755円相当超過した市費充当額に係る本件交付確定は、当該超過額について、その成立に瑕疵があり、正当であるとは認められず、補助金交付規則第15条第1項第4号に定める取消事由に相当すると解されるとともに、上記の事実は、本件実績報告書の収支決算書、一身田地区社協の諸帳簿を見れば、容易に発見できたのであり、高齢福祉課の担当主幹及び課長並びに部次長は、本件交付確定に当たって、補助金交付規則第13条の定めるところにより、適正に調査したものとは認められない。

以上判断した限りにおいて、請求人の主張は理由があるものと認めることができる。

エ グラウンド・ゴルフに係る充当経費について

グラウンド・ゴルフセットの購入費（23万7,400円）に本件補助金のうち16万3,585円を充当したことについて、本件交付申請書には、グラウンド・ゴルフを敬老事業として実施することの記載がなかったにもかかわらず、部次長は「事業内容を確認したところ、適合すると思われます」と起案された本件交付確定を決裁した。

このことは、請求人の主張事実にはないが、監査の結果に影響を及ぼす事実であるため、次のとおり判断する。

補助金交付規則第9条は、補助事業者は、補助金交付の決定の内容等に従って、誠実に補助事業を遂行し、補助金を他の用途に使用してはならないことなどを定める一方、補助金交付規則第13条は、市長は、補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容等に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならないと定めており、同条が定める補助金交付の決定の内容との適合性は、完全一致を要求しているものではないものの、本件のように、補助金交付の決定の内容にない事業がその実績報告書の内容にある場合においては、当該補助事業の趣旨及び目的に照らし、補助事業の内容変更の承認の必要性の是非を判断すべきであると解するのが相当である。

しかしながら、本件交付確定の起案文書の内容及び高齢福祉課の課長の説明によれば、同課の担当主幹及び課長並びに部次長が、本件交付確定に当たって、グラウンド・ゴルフに係る本件交付決定の内容との適合性について調査した事実は認められず、結局のところ、当該備品購入費については、本件補助金に係る一連の財務会計行為において、敬老事業としての補助の公益上の必要性（法第232条の2）といった実体要件の存否の審査が行われていないということになる。

グラウンド・ゴルフ大会については、平成21年11月1日に実施しており、本件補助金説明資料で示された事業実施時期の趣旨に合わないほか、本件実績報告書に添付された「町民グランドゴルフ大会盛大に開催される」と題する資料の内容、自治会連合会が平成22年1月10日付けで発行した「自治会だより」（第6号）における「恒例のグランドゴルフ大会」と題された記事の内容を見ると、同大会が、補助対象者の長寿を敬い、お祝いする趣旨で実施したものであると認めるに足る内容は見当たらない。

また、「平成22年度一身田地区社会福祉協議会総会資料」につづられた「参考資料 議案第2号 平成21年度収支決算書」の事業費の内訳を見ると、グラウンド・ゴルフ大会は「いきいき健康づくり」として位置付けられており、一身田地区社協の関係者の説明によれば、参加者の募集方法は、同地区内の関係団体に参加人数を割り当てる方法であって、特に「敬老」に配慮したという事実はなく、補助対象者の参加率は約33パーセント（順位計算表から算出）で、参加者の半数にも及ばない状況であった。

これらの事実関係を考慮すると、グラウンド・ゴルフ大会が敬老事業に該当するかについては疑問を持たざるを得ず、本件交付確定に当たっては、同大会が本件交付決定の内容に適合するか否かを調査し、敬老事業としての補助の実体要件の存否を審査の上、判断すべきであったが、そのような事实在ないことは上記に示したとおりである。

以上のことから、当該市費充当額（16万3,585円）に係る本件交付確定は、本件交付決定の内容に適合しない瑕疵があることはいうに及ばず、補助の実体要件審査の前提を欠くという瑕疵があり、正当であるとは認められないのであって、請求人の主張については、判断するまでもなく、補助金交付規則第15条第1項第2号に定める取

消事由に相当するものである。

第4 勧告

監査の結果で示したとおり、本件監査請求の一部に理由があると認めたので、市長は、監査の結果において正当と認めなかった本件補助金相当額57万9,362円について、この通知があったときから14日以内に、本件交付確定（正当な部分を除く。）を取消し、及びその取消しに係る本件交付決定を補助金交付規則第15条第1項第1号、第2号及び第4号の規定に基づき取消し、速やかに、一身田地区社協に対し、その取消しに係る本件補助金相当額について、期限を定めて、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、法定利率（民法（明治29年法律第89号）第404条）による利息を付して、これを返還することを請求するための所要の措置を講じるよう、法第242条第4項後段の規定に基づき、勧告する。

なお、補助金交付規則第15条第2項で準用する第8条第3項の規定に基づき補助金等交付決定取消通知書（第5号様式）を通知するに当たって、当該様式に教示している異議申立て及び処分取消しの訴えは、市の補助金の交付が公権力の行使に当たるとはいえず、いずれもこれを行うことはできないのであって、教示を削除すべきであり、補助金交付規則第16条の規定に基づく補助金等返還命令書（第9号様式）についても同様であるため、念のため申し添える。

第5 意見

本件監査請求の監査において、一身田地区社協の関係者による補助金の不正受領といった事実が明らかとなり、その行為に対しては、遺憾であると言わざるを得ないものであるが、他方、高齢福祉課の関係職員が本件補助金の審査に当たって、十分な注意義務を果たしていれば、容易に見抜けたはずであり、これを見抜けなかったということは、補助金審査のずさんな実態を浮き彫りにしたといえる。

平成20年6月の水産業振興補助金に係る不正受領問題は記憶に新しく、政策財務部長らは、その問題を契機に補助金交付事務等の適正化について、全職

員に周知徹底したのであるが、今回の補助金不正受領を防げなかったことは、その教訓が生かされなかったということであり、市の補助金行政に対し、市民が不信感を抱くことは想像に難くない。

さらに、本件監査請求は、一身田地区社協の敬老事業において、津市敬老事業補助金の趣旨及び目的に照らし、疑問を抱かざるを得ない点が少なくないことも浮き彫りにした。具体的な疑問点は監査の結果でも述べているが、一身田地区社協には平成22年度においても津市敬老事業補助金を交付していることから、高齢福祉課の関係職員は、当該補助金を使用した敬老事業が、その趣旨及び目的に適うものであるのか否か、補助金交付規則第10条の定めるところにより、その状況報告を求め、敬老事業の実態を把握・検証し、問題があれば、速やかに補助金交付規則第11条に基づく指示を行うなど、所要の改善策を講じることが肝要である。

補助金行政に携わるものは、補助金が税金等の貴重な財源で賄われるものであることを特に留意し、補助金が法令及び予算の定めるところに従って公正かつ効率的に使用されることに努めなければならない責務があることはいうまでもなく、市長は、あらためて職員に対し、その責務を果たすよう指導徹底し、市の補助金行政の信頼を損なうことのないよう、切に希望して、本監査の結びとする。

以上